

社会福祉法人健清会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健清会の役員、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会、第三者委員会、評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、第三者委員が第三者委員会に出席したとき、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により、報酬を支払うこととし、その交通費は法人旅費規程第14条の規程を適用する。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、法人業務及び法人が実施する社会福祉サービスの事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2に準じて報酬等を支払うことができる。

2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により、旅費及び日当等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 本法人が経営する施設等の役職員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 19 日から施行する。なお、施行に伴い「役員等の費用の弁償に関する規程」を廃止する。

附 則

一部改訂（第 1 条、第 3 条、第 6 条）につき、平成 27 年 1 月 21 日から施行する

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 16 日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5, 000 円
評議員会出席報酬等	5, 000 円
第三者委員会出席報酬等	5, 000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5, 000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事業務報酬等	10, 000 円
監事監査指導報酬等	30, 000 円